

《別冊》

関係法令抜粋

(令和8年7月3日現在)

・ 電波法	2 頁
・ 電波法関係手数料令	9 頁
・ 無線局免許手続規則	11 頁
・ 基幹放送局の開設の根本的基準	17 頁
・ 基幹放送用周波数使用計画	19 頁
・ 電波法関係審査基準	21 頁
・ 免許方針	25 頁
・ 放送法	28 頁
・ 放送法施行規則	31 頁
・ 基幹放送普及計画	36 頁

○電波法（昭和25年法律第131号）

（無線局の開設）

第四条 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次に掲げる無線局については、この限りでない。

一～四 （略）

2・3 （略）

（欠格事由）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

一 日本の国籍を有しない人

二 外国政府又はその代表者

三 外国の法人又は団体

四 法人又は団体であつて、前三号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の一以上若しくは議決権の一以上を占めるもの

2 （略）

3 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。

一 この法律又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第七十五条第一項又は第七十六条第四項（第四号を除く。）若しくは第五項（第五号を除く。）の規定により無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 第二十七条の十六第一項（第一号を除く。）又は第六項（第四号及び第五号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

四 第七十六条第六項（第三号を除く。）の規定により第二十七条の二十一第一項の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

4～5 （略）

（免許の申請）

第六条 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項（前条第二項各号に掲げる無線局の免許を受けようとする者にあつては、第十号に掲げる事項を除く。）を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 （略）

二 開設を必要とする理由

三 （略）

四 無線設備の設置場所（移動する無線局のうち、次のイ又はロに掲げるものについては、それぞれイ又はロに定める事項。第十八条第一項を除き、以下同じ。）

イ 人工衛星の無線局（以下「人工衛星局」という。）その人工衛星の軌道又は位置

ロ 人工衛星局、船舶の無線局（人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。第三項において同じ。）、船舶地球局（船舶に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）、航空機の無線局（人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。第五項において同じ。）及び航空機地球局（航空機に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）以外の無線局移動範囲

五 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

六 希望する運用許容時間（運用することができる時間をいう。以下同じ。）

七 無線設備（第三十条及び第三十二条の規定により備え付けなければならない設備を含む。次項第三号、第十条第一項、第十二条、第十七条、第十八条、第二十四条の二第四項、第二十七条の十四第二項第十号、第三十八条の二第一項、第七十条の五の二第一項、第七十一条の五、第七十三条第一項ただし書、第三項及び第六項並びに第二百二条の十八第一項において同じ。）の工事設計及び工事落成の予定期日

八 運用開始の予定期日

- 九 他の無線局の第十四条第二項第二号の免許人又は第二十七条の二十六第一項の登録人（以下「免許人等」という。）との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容
- 十 法人又は団体にあつては、次に掲げる事項
- イ 代表者の氏名又は名称及び前条第一項第一号から第三号までに掲げる者により占められる役員の割合
 - ロ 外国人等直接保有議決権割合
- 2 基幹放送局（基幹放送をする無線局をいい、当該基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をするものを含む。以下同じ。）の免許を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、申請書に、次に掲げる事項（を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない）
- 一 目的
 - 二 前項第二号から第九号まで（基幹放送のみをする無線局の免許を受けようとする者にあつては、第三号を除く。）に掲げる事項
 - 三 無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法
 - 四 事業計画及び事業収支見積
 - 五 放送区域
 - 六 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備（電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）の概要
 - 七・八 （略）
 - 九 法人又は団体にあつては、次に掲げる事項
 - イ 特定役員の氏名又は名称（前条第五項に規定する受信障害対策中継放送、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては、代表者の氏名又は名称及び同条第一項第一号から第三号までに掲げる者により占められる役員の割合）
 - ロ 外国人等直接保有議決権割合
 - ハ （略）
- 3～6 （略）
- 7 人工衛星局の免許を受けようとする者は、第一項又は第二項の書類に、これらの規定に掲げる事項のほか、その人工衛星の打上げ予定時期及び使用可能期間並びにその人工衛星局の目的を遂行できる人工衛星の位置の範囲を併せて記載しなければならない。
- 8 次に掲げる無線局（総務省令で定めるものを除く。）であつて総務大臣が公示する周波数を使用するものの免許の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。
- 一～三 （略）
 - 四 基幹放送局
- 9 前項の期間は、一月を下らない範囲内で周波数ごとに定める期間とし、同項の規定による期間の公示は、免許を受ける無線局の無線設備の設置場所とすることができる区域の範囲その他免許の申請に資する事項を併せ行うものとする。

（申請の審査）

第七条 総務大臣は、前条第一項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

一～四 （略）

2 総務大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること及び基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が放送法第二百一十一條第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。

二 総務大臣が定める基幹放送用周波数使用計画（基幹放送局に使用させることのできる周波数及びその周波数の使用に関し必要な事項を定める計画をいう。以下同じ。）に基づき、周波数の割当てが可能であること。

三 当該業務を維持するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

四～六 （略）

七 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局にあつては、次のいずれにも適合すること。

- イ 基幹放送以外の無線通信の送信について、周波数の割当てが可能であること。
 - ロ 基幹放送以外の無線通信の送信について、前項第四号の総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。
 - ハ 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。
- 3 基幹放送用周波数使用計画は、放送法第九十一条第一項の基幹放送普及計画に定める同条第二項第三号の放送系の数の目標（次項において「放送系の数の目標」という。）の達成に資することとなるように、基幹放送用割当可能周波数の範囲内で、混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項を勘案して定めるものとする。
- 4 総務大臣は、放送系の数の目標、基幹放送用割当可能周波数及び前項に規定する混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項の変更により必要があると認めるときは、基幹放送用周波数使用計画を変更することができる。
- 5 総務大臣は、基幹放送用周波数使用計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。
- 6 総務大臣は、申請の審査に際し、必要があると認めるときは、申請者に出頭又は資料の提出を求めることができる。

（予備免許）

第八条 総務大臣は、前条の規定により審査した結果、その申請が同条第一項各号又は第二項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。

- 一 工事落成の期限
- 二 電波の型式及び周波数
- 三 呼出符号（標識符号を含む。）、呼出名称その他の総務省令で定める識別信号（以下「識別信号」という。）
- 四 空中線電力
- 五 運用許容時間

2 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があつた場合において、相当と認めるときは、前項第一号の期限を延長することができる。

（落成後の検査）

第十条 第八条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格（第三十九条第三項に規定する主任無線従事者の要件、第四十八条の二第一項の船舶局無線従事者証明及び第五十条第一項に規定する遭難通信責任者の要件に係るものを含む。第十二条及び第七十三条第三項において同じ。）及び員数並びに時計及び書類（以下「無線設備等」という。）について検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、同項の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について第二十四条の二第一項又は第二十四条の十三第一項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行つた当該登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて前項の届出をした場合においては、その一部を省略することができる。

（免許の拒否）

第十一条 第八条第一項第一号の期限（同条第二項の規定による期限の延長があつたときは、その期限）経過後二週間以内に前条の規定による届出がないときは、総務大臣は、その無線局の免許を拒否しなければならない。

（免許の付与）

第十二条 総務大臣は、第十項の規定による検査を行つた結果、その無線設備が第六条第一項第七号又は同条第二項第二号の工事設計（第九条第一項の規定による変更があつたときは、変更があつたもの）に合致し、かつ、その無線従事者の資格及び員数が第三十九条又

は第三十九条の十三、第四十条及び第五十条の規定に、その時計及び書類が第六十条の規定にそれぞれ違反しないと認めるときは、遅滞なく申請者に対し免許を与えなければならない。

(免許の有効期間)

第十三条 免許の有効期間は、免許の日から起算して五年を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。

2 (略)

(免許記録)

第十四条 総務大臣は、免許を与えたときは、当該免許に係る次に掲げる事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成し、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び総務省令で定める事項を当該免許に係る免許人（無線局の免許を受けた者をいう。以下同じ。）に通知するとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を、当該免許の有効期間中、当該免許人が閲覧することができる状態に置かなければならない。

一 免許の年月日及び免許の番号

二 免許人の氏名又は名称及び住所

三 無線局の種別

四 無線局の目的（主たる目的及び従たる目的を有する無線局にあつては、その主従の区別を含む。）

五 通信の相手方及び通信事項

六 無線設備の設置場所

七 免許の有効期間

八 識別信号

九 電波の型式及び周波数

十 空中線電力

十一 運用許容時間

2 総務大臣は、基幹放送局の免許を与えたときは、前項の規定にかかわらず、当該免許に係る次に掲げる事項を記録した電磁的記録を作成し、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び総務省令で定める事項を当該免許に係る免許人に通知するとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を、当該免許の有効期間中、当該免許人が閲覧することができる状態に置かなければならない。

一 前項各号（基幹放送のみをする無線局にあつては、第五号を除く。）に掲げる事項

二 放送区域

三 特定地上基幹放送局にあつては、放送事項

四 他人の地上基幹放送の業務の用に供する無線局にあつては、当該他人の氏名又は名称

(証明書の交付)

第十四条の二 免許人は、総務省令で定めるところにより、総務大臣に対し、前条又は第二十七条の五第二項の規定により作成された当該免許に係る電磁的記録（以下「免許記録」という。）に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。

(簡易な免許手続)

第十五条 第十三条第一項ただし書の再免許及び適合表示無線設備のみを使用する無線局その他総務省令で定める無線局の免許については、第六条（第八項及び第九項を除く。）及び第八条から第十二条までの規定にかかわらず、総務省令で定める簡易な手続によることができる。

(運用開始及び休止の届出)

第十六条 免許人は、免許を受けたときは、遅滞なくその無線局の運用開始の期日を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、この限りでない。

2 (略)

(検査等事業者の登録)

第二十四条の二 無線設備等の検査又は点検の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができる。

2～6 (略)

(周波数割当計画)

第二十六条 総務大臣は、免許の申請等に資するため、割り当てることが可能である周波数の表(以下「周波数割当計画」という。)を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 周波数割当計画には、割当てを受けることができる無線局の範囲を明らかにするため、割り当てることが可能である周波数ごとに、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 無線局の行う無線通信の態様
- 二 無線局の目的
- 三 周波数の使用の期限その他の周波数の使用に関する条件
- 四 第二十七条の十四第六項の規定により指定された周波数であるときは、その旨
- 五 放送をする無線局に係る周波数にあつては、次に掲げる周波数の区分の別
 - イ 放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てる周波数
 - ロ イに掲げる周波数以外のもの

(電波の質)

第二十八条 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

(受信設備の条件)

第二十九条 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度をこえて他の無線設備の機能に支障を与えるものであつてはならない。

(安全施設)

第三十条 無線設備には、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないように、総務省令で定める施設をしなければならない。

(周波数測定装置の備えつけ)

第三十一条 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の二分の一以下である周波数測定装置を備えつけなければならない。

(その他の技術基準)

第三十八条 無線設備(放送の受信のみを目的とするものを除く。)は、この章に定めるものの外、総務省令で定める技術基準に適合するものでなければならない。

(無線局の免許の取消し等)

第七十五条 総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める無線局の免許を取り消さなければならない。

- 一 免許人が第五条第一項、第二項又は第四項の規定により免許を受けることができない者となつたとき 当該免許を受けることができない者となつた免許人の免許
 - 二 地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者の認定がその効力を失つたとき 当該地上基幹放送の業務に用いられる無線局の免許
 - 三 特定地上基幹放送局の免許人のその地上基幹放送の業務に用いられる全ての特定地上基幹放送局の免許がその効力を失つたとき 当該地上基幹放送の業務に用いられる無線局であつて特定地上基幹放送局以外のものの免許
- 2 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、免許人が第五条第一項(第四号に係る部分に限る。次項において同じ。)又は第四項(第二号又は第三号に係る部分に限る。次項において同

じ。)の規定により免許を受けることができない者となつた場合において、次に掲げる事項を勘案して必要があると認めるときは、当該免許人の免許の有効期間の残存期間内に限り、期間を定めて当該免許を取り消さないことができる。

一 第五条第一項第四号又は第四項第二号若しくは第三号に該当することとなつた状況

二 前項の規定により当該免許を取り消すこと又はこの項の規定により当該免許を取り消さないことが、次のイ又はロに掲げる無線局の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項に及ぼす影響

イ 基幹放送局 当該免許に係る基幹放送の受信者の利益

ロ 基幹放送局以外の無線局 公共の利益

三 その他総務省令で定める事項

3 総務大臣は、免許人が第五条第一項又は第四項の規定により免許を受けることができない者となつたと認めるときは、前項の規定により当該免許人の免許を取り消さないこととするか否かの決定をしなければならない。

4 総務大臣は、前項の決定をしようとするときは、当該決定に係る免許人の意見を聴かなければならない。

5 総務大臣は、第三項の決定をしたときは、遅滞なく、当該決定に係る免許人に対し、理由を付してその旨（当該決定が第二項の規定により当該免許人の免許を取り消さないこととするものであるときは、その旨及び同項の規定により定めた期間）を通知しなければならない。

第七十六条 総務大臣は、免許人等がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、三月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

2・3 (略)

4 総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

一 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き六月以上休止したとき。

二 不正な手段により無線局の免許若しくは第十七条の許可を受け、又は第十九条の規定による指定の変更を行わせたとき。

三 第一項の規定による命令又は制限に従わないとき。

四 免許人が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。

五 特定地上基幹放送局の免許人が第七条第二項第四号ロに適合しなくなつたとき。

5～7 (略)

8 総務大臣は、第四項（第四号を除く。）及び第五項（第五号を除く。）の規定により免許の取消しをしたとき、並びに第六項（第三号を除く。）の規定により登録の取消しをしたときは、当該免許人等であつた者が受けている他の無線局の免許等又は開設計画若しくは無線設備等保守規程の認定を取り消すことができる。

(必要的諮問事項)

第九十九条の十一 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一～三 (略)

四 第四条の規定による免許（地上基幹放送をする無線局の再免許であるものに限る。）、第八条の規定による無線局の予備免許、第九条第一項の規定による工事設計変更の許可、同条第四項若しくは第十七条第一項の規定による無線局の目的、放送事項若しくは第六条第二項第六号に掲げる事項の変更の許可、第二十七条の五第一項の規定による包括免許、第二十七条の八第一項の規定による特定無線局の目的の変更の許可、第二十七条の十四第一項の規定による開設計画の認定、第三十九条の二第一項の規定による指定講習機関の指定、第四十六条第一項の規定による指定試験機関の指定、第七十条の五の二第一項の規定による無線設備等保守規程の認定、第七十一条第一項の規定による無線局の周波数等の指定の変更若しくは登録局の周波数等若しくは人工衛星局の無線設備の設置場所の変更の命令、第七十一条の三第一項の規定による指定周波数変更対策機関の指定、第一百二条の二第一項の規定による伝搬障害防止区域の指定、第一百二条の十七第一項の規定によるセンターの指定又は第一百二条の十八第一項の規定による指定較正機関の指定

五 (略)

2 (略)

(手数料の徴収)

第百三条 次の各号に掲げる者は、政令の定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指定講習機関が行う講習を受ける者にあつては当該指定講習機関、指定試験機関がその実施に関する事務を行う無線従事者国家試験を受ける者にあつては当該指定試験機関、機構が行う較正を受ける者にあつては機構）に納めなければならない。

一 第六条の規定による免許を申請する者

二～二十四 (略)

2・3 (略)

(予備免許等の条件等)

第百四条の二 予備免許、免許、許可又は第二十七条の二十一第一項の登録には、条件又は期限を付することができる。

2 前項の条件又は期限は、公共の利益を増進し、又は予備免許、免許、許可若しくは第二十七条の二十一第一項の登録に係る事項の確実な実施を図るため必要最少限度のものに限り、かつ、当該処分を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

○電波法関係手数料令（昭和33年政令第307号）

（無線局の免許申請手数料）

第二条 法第六条の規定による免許の申請をする者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種別及びその基本送信機の規模に従い、次の表による額とする

	無線局の種別	基本送信機の規模（空中線電力による。）	新たな免許の申請手数料（単位円）	再免許の申請手数料（単位円）
（略）				
四	基幹放送局（テレビジョン基幹放送局及び多重放送をする無線局を除く。）	〇・一ワット以下のもの	九、七〇〇	五、二〇〇
		〇・一ワットを超え三ワット以下のもの	三九、一〇〇	
		三ワットを超え一〇ワット以下のもの	五四、三〇〇	
		一〇ワットを超え一〇〇ワット以下のもの	九六、四〇〇	
		一〇〇ワットを超え一キロワット以下のもの	一二二、七〇〇	
		一キロワットを超えるもの	一五四、二〇〇	
五	テレビジョン基幹放送局	〇・一ワット以下のもの	一一、三〇〇	六、〇〇〇
		〇・一ワットを超え三ワット以下のもの	四六、二〇〇	
		三ワットを超え一〇ワット以下のもの	七六、八〇〇	
		一〇ワットを超え一〇〇ワット以下のもの	一三〇、八〇〇	
		一〇〇ワットを超え一キロワット以下のもの	一五二、四〇〇	
		一キロワットを超えるもの	一六七、八〇〇	
（略）				

以下「情報通信技術利用法」という。) 第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して免許の申請をする場合における前項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
表四の項	九、七〇〇	七、五〇〇
	五、二〇〇	三、七〇〇
	三九、一〇〇	二八、四〇〇
	五四、三〇〇	三九、〇〇〇
	九六、四〇〇	六八、九〇〇
	一二二、七〇〇	九五、〇〇〇
	一五四、二〇〇	一一七、二〇〇
表五の項	一一、三〇〇	八、六〇〇
	六、〇〇〇	四、三〇〇
	四六、二〇〇	三三、六〇〇
	七六、八〇〇	五五、七〇〇
	一三〇、八〇〇	九四、二〇〇
	一五二、四〇〇	一〇八、九〇〇
	一六七、八〇〇	一一九、六〇〇
(略)		

3・4 (略)

○無線局免許手続規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 15 号）

（免許の単位）

第二条 無線局の免許の申請は、次に掲げる無線局の種別に従い、送信設備の設置場所（移動する無線局のうち、人工衛星局については人工衛星、船舶局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）、航空機局、無線航行移動局、人工衛星局、船舶地球局及び航空機地球局以外のものについては送信装置とする。）ごとに行わなければならない。

一～八 （略）

九（１） 衛星基幹放送局

（２）～（４） （略）

十 （略）

2～4 （略）

5 基幹放送局（基幹放送（法第五条第四項の基幹放送をいう。以下同じ。）を行う実用化試験局を含む。以下同じ。）の免許の申請は、第一項及び第二項の規定によるほか、次の各号に定める区分ごとに、かつ、希望する周波数のごと（受信障害対策中継放送、衛星基幹放送、内外放送、短波放送又は総務大臣が別に告示する基幹放送局が行う放送の場合を除く。）に行わなければならない。

一 国内放送等の基幹放送の区分

（１） 国内放送

（２） 国際放送

（３） 中継国際放送

（４） 内外放送

二 地上基幹放送等の基幹放送の区分

（１） 地上基幹放送

（２） 衛星基幹放送

（３） 移動受信用地上基幹放送

三 デジタル放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）によるものに限る。以下同じ。）又はそれ以外の放送の区分

四 基幹放送の種類による区分

（１） 中波放送

（２） 短波放送

（３） 超短波放送

（４） 標準テレビジョン放送

（５） 高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（超高精細度テレビジョン放送を含まないものに限る。）

（６） 高精細度テレビジョン放送

（７） 超高精細度テレビジョン放送

（８） データ放送

（９） マルチメディア放送

（１０） 超短波音声多重放送

（１１） 超短波文字多重放送

（１２） 超短波データ多重放送

（１３） その他の放送

五 有料放送を含む基幹放送又はそれ以外の基幹放送の区分

六 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第八条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送（以下「臨時目的放送」という。）、コミュニティ放送（放送法第九十三条第一項第七号に規定するコミュニティ放送をいう。以下同じ。）、外国語放送（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）別表第五号（注）十の外国語放送をいう。）、受信障害対策中継放送又はそれ以外の基幹放送の区分

6 同一人に属する二以上の無線局相互間において、左の各号の一に該当する装置を共通に使用しようとする場合は、共通に使用しようとするすべての装置をそれぞれの無線局の無

線設備の工事設計に含めて申請することができる。

一 固定局、地上基幹放送局、航空局、基地局、陸上移動中継局、陸上移動局、携帯局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、人工衛星局、構内無線局及び特別業務の局のうち二以上の無線局相互間において使用される同一規格の予備の無線設備（空中線系については、同一型式とする。）の装置

二～五 （略）

7～9 （略）

（申請書）

第三条 法第六条の規定により無線局の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項（第三号及び第四号に掲げる事項にあつては、希望する場合に限る。）を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務局長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 一 無線局の免許を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 免許を受けようとする無線局の種別及び局数
- 三 希望する識別信号（アマチュア局を除く。）
- 四 希望する免許の有効期間

2 前項の申請書の様式は、別表第一号のとおりとする。

（添附書類等）

第四条 法第六条の規定により前条の申請書に添附する書類は、無線局事項書及び工事設計書とし、無線局事項書には無線設備の工事設計に係る事項以外の事項を、工事設計書には無線設備の工事設計に係る事項をそれぞれ記載するものとする。

2 無線局事項書及び工事設計書の様式は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	無線局事項書及び工事設計書の様式	
	無線局事項書の様式	工事設計書の様式
一～九 （略）	(略)	(略)
十 衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局、人工衛星局及び宇宙局	別表第二号第1	別表第二号の二第8
十一～十三 （略）	(略)	(略)

（基幹放送局の事業計画）

第六条 申請者は、法第六条第二項の規定により提出する書類に記載する事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 経営形態
- 二 資本又は出資の額
- 三 事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法
- 四 主たる出資者及びその議決権の数
- 五 申請者が特定地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局の免許を申請しようとするときは、申請者の議決権を有する者に関する事項（十分の一を超える議決権を有する者に関する事項）
- 六 申請者が特定地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局の免許を申請しようとするときは、申請者自らが議決権を有する他の基幹放送事業者（放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会（以下「協会」という。）及び放送大学学園法（平成十四年法律第一百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）を除く。以下同じ。）であつて、次に掲げるものに関する事項
- イ 十分の一を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者（放送法施行規則第二条第一号に規定する地上基幹放送事業者をいう。以下同じ。）

ロ 三分の一を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者（放送法施行規則第二条第二号に規定する衛星基幹放送事業者をいう。以下同じ。）又は他の移動受信用地上基幹放送事業者（同条第二号の二に規定する移動受信用地上基幹放送事業者をいう。以下同じ。）

七 役員に関する事項

八 基幹放送の業務を行う事業又は放送法第百十八条第一項に規定する放送局設備供給業務の提供を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要並びに将来の事業予定並びに経営方針として次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項

区分	記載事項
イ 特定地上基幹放送局及び特定地上基幹放送試験局（以下「特定地上基幹放送局等」という。）の場合	(1) 放送番組の編集の基準 (2) 放送番組の編集に関する基本計画 (3) 週間放送番組の編集に関する事項 (4) 放送番組の審議機関に関する事項 (5) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項 (6) 放送法第百八条の規定による放送（以下「災害放送」という。）に関する事項
ロ 地上基幹放送試験局及び衛星基幹放送試験局の場合	試験、研究又は調査の方法及び具体的計画
ハ 基幹放送を行う実用化試験局の場合	試験の方法及び具体的計画

2～7 (略)

(放送区域)

第七条 法第六条第二項の規定により提出する書類に記載する放送区域は、地図（これにより不相当である場合は、総務大臣が別に指定する方法）により表示するものとする。

2・3 (略)。

(添付書類の写しの提出部数等)

第八条 次の表の上欄に掲げる無線局の免許の申請をしようとする者は、免許の申請書及び添付書類に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる通数の書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務局長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長が写しの提出部数を減じ、又はその提出を要しないこととしたときは、この限りでない。

区分	書類
一 基幹放送局、地上一般放送局、標準周波数局、特別業務の局、固定局、海岸局、航空局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線測位局、特定実験試験局、実験試験局、人工衛星局、宇宙局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）、航空機地球局、地球局、アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局（以下「人工衛星等のアマチュア局」という。）に限る。）及び気象援助局	無線局事項書及び工事設計書の写し二通
二 (略)	(略)

2 総務大臣又は総合通信局長は、免許の申請につき法第八条第一項の規定により予備免許を与えたときは、前項の規定による写しのうち一通について提出書類の写しであることを証明して申請者に返すものとする。ただし、免許の申請が、電子申請等による場合

は、当該申請につき予備免許を与えたときは、前項の規定による写しについて提出書類の写しであることを証明して申請者に返したものとみなす。

(免許申請手数料の簡易な納付手続)

第八条の二 同一人に属する二以上の無線局（第二条第一項各号に掲げる無線局の種別を同じくするものに限る。）であつて、その無線設備の設置場所（船舶又は航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局については当該船舶の主たる停泊港又は当該航空機の定置場の所在地、地球の大気圏の主要部分の外にある物体（その主要部分の外に出ることを目的とし、又はその主要部分の外から入つたものを含む。以下「宇宙物体」という。）に開設する無線局については申請者の住所、その他の移動する無線局については当該無線局の無線設備の常置場所とする。）がいずれも同一の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域内にあるものについて免許の申請を同時に行う場合において、その申請書が二以上となるときは、手数料令第二条の規定による手数料は、当該申請書のうち任意の申請書に各無線局に係る同条の手数料の額を合算した額に相当する収入印紙をはつて納めることができる。

(不適法な申請書等)

第九条 無線局の免許の申請書又は添付書類が不適法（違式な記載を含む。）なものであると認めるときは、相当な期間を定めて、申請者に補正を求めるものとする。

2 前項の規定は、無線局の免許に係るその他の申請の場合に準用する。

(予備免許の付与の通知)

第十条 法第八条第一項の規定により無線局の予備免許を与えたときは、申請者に対しその旨を文書をもつて通知する。

(予備免許の付与の際に指定する周波数等の表示)

第十条の二 (略)

2 (略)

3 デジタル放送を行う基幹放送局に係る法第八条第一項の規定による周波数の指定に際しては、次の区分により行うものとする。

一 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第五章並びに第六章第三節及び第五節に規定するデジタル放送の場合にあつては、一秒におけるシンボル数を併せて指定する。

二 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第六章第二節及び第四節に規定するデジタル放送の場合にあつては、一秒における伝送容量（誤り訂正等を含む。以下同じ。）を併せて指定する。

4 (略)

(空中線電力の指定)

第十条の三 法第八条第一項第四号の空中線電力の指定は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり行うものとする。

区分	空中線電力
一～三 (略)	(略)
四 衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局並びに基幹放送を行う実用化試験局であつて人工衛星に開設するもの	当該無線局が送信に際して使用しなければならない単一の値の空中線電力（実効輻射電力又は等価等方輻射電力を併せて指定する。また、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて指定する。）
五・六 (略)	(略)

(工事の落成届)

第十三条 法第十条の規定による工事の落成の届出は、次に掲げる事項（第六号に掲げる事項にあつては、希望する場合に限る。）を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

- 一 無線局の予備免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 無線局の種別及び局数
 - 三 識別信号
 - 四 予備免許の年月日及び予備免許通知書の番号
 - 五 工事落成の年月日
 - 六 検査を希望する日（法第十条第二項に基づき検査の一部を省略する場合を除く。）
- 2 前項の届出書の様式は、別表第三号の二のとおりとする。
- 3 法第十条第二項で定める書類は、第一項の届出書に添えて提出しなければならない。

(拒否の通知)

第十四条 申請を審査した結果により又は工事の落成の届出がないことにより若しくは落成後の検査を行つた結果により免許を拒否したときは、申請者に対しその旨を理由を記載した文書をもつて通知する。

- 2 前項の規定は、無線局の免許に係るその他の申請の場合に準用する。

(記載事項の省略)

第十五条 次に掲げる無線局の免許を申請しようとするときは、法第六条の規定する記載事項のうち、次の区分に従い、それぞれ下記の事項の記載を省略することができる。

一 基幹放送局

(1)・(2) (略)

(3) (1)及び(2)以外の基幹放送局 無線設備の工事費の支弁方法並びに無線局の運用費及びその支弁方法

二～九 (略)

- 2 法第六条第一項第九号に規定する契約の内容は、既に免許を受けた無線局に係る契約の内容とその内容が同一である契約に係る無線局の免許の申請をしようとする場合（当該既に免許を受けた無線局の免許人が申請をしようとする場合に限る。）には、その旨及び当該既に免許を受けた無線局の免許の番号を記載して、当該契約の内容の記載を省略することができる。
- 3 (略)
- 4 法第六条第二項に規定する事業計画及び事業収支見積り（協会及び学園の基幹放送局に係るものを除く。）並びに特定役員の氏名又は名称、外国人等直接保有議決権割合及び外国人等保有議決権割合は、同一人が開設する基幹放送局である場合においては、一の基幹放送局についてのみ記載し、他の基幹放送局については、当該一の基幹放送局の記載事項と同一である旨を記載して、その記載を省略することができる。
- 5 法第六条第二項に規定する放送区域、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備（無線設備を除く。以下同じ。）の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称は、同一人が開設する基幹放送局であつて、その無線設備の設置場所（人工衛星に開設するものにあつては、申請者の住所とする。）が同一の総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、放送区域、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要又は当該設備等維持業務の委託先の氏名若しくは名称の内容の全部又は一部が同一である場合においては、一の基幹放送局についてのみ全部を記載し、他の基幹放送局については、当該一の基幹放送局の記載事項と同一の部分について、その旨を記載して、その全部又は一部の記載を省略することができる。

6 (略)

(申請手続の簡略)

第十五条の二の二 同一人に属する二以上の無線局（アマチュア局を除く。）であつて、その無線設備の設置場所（船舶又は航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局にあつては当該船舶の主たる停泊港又は当該航空機の定置場の所在地、宇宙物体に開設する無線局にあつては申請者の住所、その他の移動する無線局にあつては当該無線局の無線設備の常置場所とする。）がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にあるものの免許の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、第二条第一項各号に掲げる無線局の種別ごと（基幹放送局の場合にあつてはデジタル放送又はそれ以外の基幹放送の区分ごと及び基幹放送の種類ごと（デジタル放送を行う場合を除く。）、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局にあつては当該無線局の行う業務ごと、船舶局の場合にあつては第四条第二項の表六の項及び十二の項に掲げるものごと）に、同時に申請しようとする無線局の種別及び局数を明示した一の申請書並びに各無線局に係る無線局事項書（簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局又は実験試験局にあつては、法第六条第一項第一号から第六号までに掲げる事項及び無線設備の常置場所を同じくする無線局ごとに一の無線局事項書）及び各無線局に係る工事設計書を提出することによつて行うことができる。

2～4 (略)

(工事設計書の記載の簡略)

第十五条の三 免許の申請書に添付する工事設計書は、既に免許の申請書が提出された無線局の無線設備の工事設計の内容と工事設計の内容が同一である無線設備を使用する無線局の免許の申請をしようとする場合（航空機局に係る申請の場合にあつては、既に免許の申請書が提出された無線局の無線設備を使用するときに限る。）は、その旨を記載して工事設計の内容が同一である部分（船舶局の場合にあつては、既に免許の申請書が提出された無線局の無線設備を使用するときを除き、添付図面に係る部分に限る。）の記載を省略することができる。ただし、記載を省略しようとする無線局の無線設備の設置場所（船舶又は航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局にあつては当該船舶の主たる停泊港又は当該航空機の定置場の所在地、宇宙物体に開設する無線局にあつては申請者の住所、V S A T地球局にあつてはV S A T制御地球局の無線設備の設置場所、その他の移動する無線局にあつては当該無線局の無線設備の常置場所とする。以下この項において同じ。）を管轄する総合通信局と既に免許の申請書が提出された無線局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局が異なる場合においては、記載を省略する旨、当該無線局の免許の番号等を工事設計書に記載することによつて、工事設計の内容が同一である部分の記載を省略することができる。

2～4 (略)

○基幹放送局の開設の根本的基準(昭和25年電波監理委員会規則第21号)

(国内放送を行う基幹放送局)

第三条 国内放送(地上基幹放送に限る。以下同じ。)を行う基幹放送局は、次の各号(受信障害対策中継放送を行う基幹放送局にあつては、第一号及び第二号)の条件を満たすほか、当該基幹放送局が特定地上基幹放送局の場合にあつては、電波法第七条第二項第四号ハの規定により、特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局の場合にあつては、当該地上基幹放送局を用いて地上基幹放送の業務を行おうとする者が、同項第五号の規定により、放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第九十一条第一項の基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であることに適合しなければならない。

一 その局の免許を受けようとする者(以下「申請者」という。)が確実にその事業の計画を実施することができること。

二 申請者が設立中の法人であるときは、当該法人の設立が確実にであると認められるものであること。

三～五 (略)

六 その局が地上基幹放送試験局又は衛星基幹放送試験局であるときは、前各号(受信障害対策中継放送を行う基幹放送局にあつては、第一号及び第二号)の条件を満たすほか、次の条件を満たすものでなければならない。

(1) 試験、研究又は調査の目的及び内容が法令に違反せず、かつ、公共の福祉に寄与するものであるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要なものであること。

(2) 試験、研究又は調査の計画が合理的なものであること。

2・3 (略)

(衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局)

第三条の二 衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局は、前条第一項第一号及び第二号の条件を満たすほか、衛星基幹放送を行う基幹放送局が衛星基幹放送試験局であるときは同項第六号(1)及び(2)の条件を満たし、移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局が電波法第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局であるときはその局に係る開設指針の規定に基づくものでなければならない。

(基幹放送局の設置場所等)

第五条 基幹放送局の空中線装置は、航空の安全その他生命、財産の安全に支障を与えない場所に設置するものでなければならない。

(既設局等への妨害排除)

第八条 開設しようとする基幹放送局は、その局を開設することにより既設の無線局(予備免許を受けているものを含む。)若しくは法第五十六条第一項に規定する指定を受けている受信設備の運用又は電波の監視(総務大臣がその公示する場所において行なうものに限る。)に支障を与えないものでなければならない。

(基幹放送の普及)

第九条 開設しようとする基幹放送局は、第三条及び第六条から前条までに規定する条件を満たすほか、その局を開設することが放送の公正かつ能率的な普及に役立つものでなければならない。

(優先順位)

第十条 第三条から前条までの各条項(基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令(平成二十七年総務省令第二十六号)の各条項を含む。以下この条において同じ。)に適合する基幹放送局に割り当てることのでき

る周波数が不足する場合には、各条項に適合する度合いから見て最も公共の福祉に寄与するものが優先するものとする。

- 2 地上基幹放送に係る優先順位を決定するに当たっては、特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局の免許を受けようとする者の当該免許の申請及び当該地上基幹放送局を用いて地上基幹放送の業務を行おうとする者の放送法第九十三条第一項の規定による認定の申請を特定地上基幹放送局の免許の申請に相当する一の申請とみなして、前項の規定を適用する。

○基幹放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）

第1 総則

1 この計画の規定の解釈に関しては、電波及び放送に関する法令並びに基幹放送普及計画の定めるところによるほか、次の定義に従うものとする。

(1) 「周波数等」とは、周波数、その周波数に係る電波の送信場所及び空中線電力をいう。

(2)・(3) (略)

2 この計画において周波数等は、次により表示する。

(1) 周波数

各基幹放送局に使用させることのできる周波数帯の中央の周波数(中波放送及び超短波放送については、次に掲げる周波数、テレビジョン放送に係るものについては、次に掲げるチャンネル番号)

ア・イ (略)

ウ テレビジョン放送

(ア) (略)

(イ) 国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第30号の規定に基づき我が国に割り当てられた11.7GHzから12.2GHzまでの放送衛星業務に使用される周波数(以下「放送衛星業務用の周波数」という。)を使用して衛星基幹放送を行う衛星によるもの

チャンネル番号	中央の周波数(GHz)
1	11.72748
3	11.76584
5	11.80420
7	11.84256
8	11.86174
9	11.88092
11	11.91928
12	11.93846
13	11.95764
14	11.97682
15	11.99600
17	12.03436
19	12.07272
21	12.11108
23	12.14944

(ウ) 人工衛星N—SAT—110によるもの

チャンネル番号	中央の周波数(GHz)
ND2	12.29100
ND4	12.33100
ND6	12.37100
ND8	12.41100
ND9	12.43100
ND10	12.45100
ND11	12.47100
ND12	12.49100
ND14	12.53100
ND16	12.57100
ND18	12.61100
ND19	12.63100

ND20	12. 65100
ND21	12. 67100
ND22	12. 69100
ND23	12. 71100
ND24	12. 73100

(2) 送信場所

(1)に規定する周波数の電波を送信することができる場所(衛星系の基幹放送については、対地静止衛星軌道上の経度)。ただし、特に必要と認められる場合は、この計画と異なる場所を個別に定めることができるものとする。

(3) 空中線電力

各基幹放送局に使用させることのできる最大の空中線電力。

- 3 放送対象地域ごとの放送局に使用させることのできる周波数等は、4から11までに規定するものを除き、第2から第7までに定めるとおりとする。

第6 デジタル放送(標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数を使用する衛星基幹放送に限る。)を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等(注1)(注2)

放送対象地域	送信場所 (人工衛星)	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
全国	東経110度 (放送衛星業務用の周波数 を使用して衛星基幹放送 を行う衛星)	1 3 5 7 8 9 11 12 13 14 15 17 19 21 23	0.12

(注1) 中継器の故障等により、上表により難しい場合には、特別な措置を講ずることができる。

(注2) 8、12又は14の周波数を使用する場合であって、当該周波数に係る中間周波数により有害な混信等が発生したときは、特別な措置を講ずることができる。

第7 デジタル放送(標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する衛星基幹放送に限る。)による衛星基幹放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等(放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する東経110度人工衛星デジタル放送に限る。)(注1)(注2)(注3)

放送対象地域	送信場所 (人工衛星)	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
全国	東経110度 (N-SAT-110)	ND2 ND4 ND6 ND8 ND9 ND10 ND11 ND12 ND14 ND16 ND18 ND19 ND20 ND21 ND22 ND23 ND24	0.13

(注1) 中継器の故障等により、上表により難しい場合には、特別な措置を講ずることができる。

(注2) ND2、ND4、ND6、ND8、ND9、ND10、ND11又はND12の周波数を使用する場合は、優先的に割り当てられる他の無線通信業務の局の運用により、継続的かつ良好な受信状態を確保できない場合がある。

(注3) ND9、ND11、ND19、ND21又はND23の周波数を使用する場合であって、当該周波数に係る中間周波数により有害な混信等が発生したときは、特別な措置を講ずることができる。

○電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)

(無線局の免許及び再免許並びに予備免許)

第3条 法第6条第1項又は第2項の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受領したときは、法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、予備免許若しくは免許又は再免許を与える。ただし、電気通信業務用無線局(地上一般放送局(エリア放送を行うものに限る。以下この条において同じ。))を除く。以下この条において同じ。)又は基幹放送をする無線局に割り当てることができる周波数が不足する場合には、それぞれ、根本基準第9条又は放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する無線局の申請者に予備免許又は再免許を与える。この場合において、一方の申請者が再免許の申請を行った者であるときは、他方の申請者は、当該再免許に係る無線局の免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間に申請を行った者に限り、電気通信業務用無線局については根本基準第9条の規定に基づき優先する無線局を審査する際に、基幹放送をする無線局については放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する基幹放送をする無線局を審査する際に、それぞれ再免許に係る電気通信業務又は基幹放送業務の継続の確保に配慮する。また、地上一般放送局の申請で、既に他の地上一般放送局に割り当てられている周波数を、当該地上一般放送局の免許の有効期間後に使用することを希望するものにあつては、当該地上一般放送局の免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間に行われたものに限り審査の対象とする。

(1) 工事設計書に記載された事項は、次のアからコまでに適合するものであること。

ア 通信方式及び通信路数は、次の条件に適合するものであること。

(ア) 通信方式は、単向通信方式、単信方式、半複信方式又は同報通信方式であること。ただし、特に必要があると認められる場合は、複信方式とすることができる。

(イ) 特定の固定地点間の無線通信を行う無線局の通信路数は、通信内容及び必要とする通信需要量からみて繁忙時における呼損率との関係上必要最小限のものであること。

イ 有効通達距離又は最大測定距離、測定確度及び最小測定距離は、使用目的及び使用条件からみて適正なものであること。

ウ 送信装置は、次の条件に適合するものであること。

(ア) 定格出力は、電波の型式別の空中線電力の表示方法との関連及び終段素子の使用条件、その出力規格、出力特性、空中線電力の換算比等からみて、送信機の出力端子における値として適正なものであること。

(イ) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲は、希望する電波の型式及び周波数の範囲を含むものであること。

(ウ) 発振方式、周波数の安定方式及び通倍方法は、次のとおりであること。

A 発振方式及び周波数の安定方式は、外部の温度、湿度の変化及び機内温度の上昇並びに電源圧力の変動等に対して送信周波数を許容値内に維持できるものであること。

B 通倍方法は、変調及び不要発射等(スプリアス発射又は不要発射をいう。以下同じ。)の抑圧の側面からみて妥当な段数であり、通倍段間の結合方法は、その方式及び不要発射等の出力特性からみて高低調波を十分抑圧できるものであること。

(エ) 変調の方式、各段の通倍数、変調系統、緩衝増幅器の挿入箇所及び周波数の混合方法は、電波の質、使用目的及び使用条件からみて適正なものであること。

(オ) 人工衛星局及び地球局の最大電力密度及び空中線電力低下の方法は、使用目的及び使用条件からみて適正なものであること。

(カ) 高周波濾波器は、基本波に対する挿入損失が少なく、かつ、不要発射等の強度を規定値以下に抑圧できるものであること。

(キ) (略)

(ク) その他の装置は、その機能及び方式が当該無線局の電波の型式、空中線電力及び使用する周波数帯からみて適正なものであること。

- (ケ) 予備の送信装置は、当該無線局の開設目的、事業又は業務の遂行上からみて適正なものであること。
- エ 受信装置は、受信可能な電波の型式及び周波数の範囲が、使用目的及び使用条件からみて適正なものであること。
- オ 電源設備は、次の条件に適合するものであること。
- (ア) 電源設備は、できる限り予備電源装置又は予備の購入電力線を有しているものであり、かつ、非常災害に対し安全な場所に設けられているものであること。
- (イ) 受電端又は発電機から送信装置までの電源系統は、機器の所要電力、負荷変動、分岐される系統の負荷の種類、自動電圧調整器の挿入箇所等からみて必要な電力を安定的に供給できるものであること。
- (ウ) 一般的に予想される電圧変動率の範囲内において、送信電波の周波数、占有周波数帯幅若しくは空中線電力又は不要発射等の変動が許容偏差又は許容値内に維持できるものであること。
- カ 空中線系は、次の条件に適合するものであること。
- (ア) 空中線の形状、指向特性、利得等は、希望する周波数、通信方式、回線経路、回線系統、プロフィール及びサービスエリア等からみて適正なものであること。
- (イ) 空中線の地上高は、空中線電力、必要なサービスエリア等との関連において、できる限り低いものであること。ただし、890MHz以上の電波を使用する特定の固定地点間の無線通信を行う無線局の空中線の地上高は、原則として当該電波伝搬路の状況を考慮して既設又は建築について計画中(施工中を含む。)の高層建築物等により電波の伝搬障害を生じるおそれがないと見込まれる適正な高さであること。
- (ウ) 空中線の回転速度及び水平面又は垂直面の主輻射の角度の幅は、使用目的及び使用条件からみて適正なものであること。
- (エ) 基幹放送局の送信空中線の指向特性は、送信機出力の電力分配、空中線の諸元等を総合的に検討し、放送しようとする地区において必要な電界強度又は電力束密度を生じさせるのに妥当なものであり、かつ、その地区における主要な区域に対しては、有効な受信が確保されるよう考慮されているものであること。
- (オ) 同一構内等至近距離に2以上の空中線が設置される場合は、十分その必要が認められるものであり、かつ、相互の混信妨害の度合いが十分小さいものであること。
- (カ) 給電線、導波管、濾波器、共用器、給電線切替器等は、挿入箇所が適正であって挿入損失が少ないものであること。
- (キ) 給電線は、送信空中線の特性インピーダンス、送信機の出カインピーダンス、希望する周波数等からみて能率的であること。また、空中線系の整合は、できる限り完全であること。
- (ク) (略)
- (ケ) 空中線柱は、次のとおりであること。
- A 空中線柱の強度は、自重(支線による張力を含む。)、空中線、機器等の重量並びに風圧及び被氷等による加重に十分耐えることができるものであること。
- B 放物面鏡等の指向性のせん鋭な空中線を使用する場合の空中線柱は、振動によって通信の疎通に影響を与えない構造のものであること。
- キ (略)
- ク 附属装置の種類、型式、規格等は、当該無線局の使用目的及び使用条件からみて適正なものであること。
- ケ 主調整装置が放送対象地域外に設置される基幹放送局の場合にあっては、当該装置に対する免許人の責務及び管理体制が明確であり、災害に関する放送を実施できる機能が十分確保されているものであること。
- コ 送信機、受信機、電源設備等の機器配置は、相互干渉、環境条件、保守の難易、危険防止等について十分考慮されているものであること。
- (2) 周波数の割当可能性は、次のアからエまでに適合するもの(特定基地局にあっては、法第27条の13第4項の規定に基づき指定された周波数の範囲内であり、他の無線局に混信を与えないもの)であること。この場合において、他の無線局の免許人等(法第6条第1項第9号に規定する免許人等をいう。以下同じ。)との間で混信その他の妨害

を防止するために必要な措置に関する契約が締結されている場合は当該契約の内容を法第27条の12第2項第5号に規定する終了促進措置が行われる場合は当該措置の実施状況を、それぞれ考慮すること。

- ア 周波数は、周波数割当計画(平成24年総務省告示第471号)に適合するものであり、他の無線局に混信を与えないものであること。
- イ 周波数の数は、基幹放送局を除き、当該申請者の開設する他の無線局の使用周波数、構成しようとする通信系統、必要と認められる通信量、当該無線局の地理的条件等からみて、当該無線局の目的を達成するため必要最小限のものであること。
- ウ 基幹放送局の周波数については、基幹放送用周波数使用計画(昭和63年郵政省告示第661号)に基づき割当てが可能であること。
- エ 地方委任局については、別表1の区分に基づき周波数の割当てが可能であること。ただし、総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)が地域周波数利用計画を策定した場合は、これによることができる。

(3) 無線局事項書に記載された事項は、次のアからクまでに適合するものであること。

ア 無線局の目的、免許の主体及び開設の理由並びに通信事項は、別表2の区分に適合するものであること。また、特定基地局にあつては、この規定にかかわらず、無線局の目的が電気通信業務用又は基幹放送用(基幹放送の種類がマルチメディア放送又は標準テレビジョン放送の無線局の場合に限る。)であり、免許の主体が当該特定基地局に係る認定開設者であること。

イ (略)

ウ 通信の相手方及び通信事項又は放送事項及び放送区域は、無線局の目的及び開設を必要とする理由に照らし適正なものであること。ただし、特定基地局にあつては、この規定にかかわらず、通信の相手方及び通信事項又は放送事項及び放送区域が当該特定基地局に係る認定計画に照らし適正なものであること。

エ 無線設備の工事落成の予定期日は、原則として予備免許の日から6か月以内であること。ただし、基幹放送局の無線設備の工事落成の予定期日は、原則として予備免許の日から1年以内であること。

オ 希望する運用許容時間は、その事業又は業務の遂行に必要な時間であること。

カ 無線設備の設置場所は、次の条件に適合するものであること。

(ア) 設置場所に係る土地及び建物は、予備免許又は免許を受けた後において使用できる十分な見通しがあること。

(イ) 他の無線局に対し当該無線局の与える混信妨害又は当該無線局が他の無線局が受ける混信妨害の度合いが十分小さいものであること。

(ウ)・(エ) (略)

(オ) 使用周波数、伝送方式、回線経路、プロフィール等からみて、回線構成が適当と認められるものであること。

(カ) (略)

(キ) 基幹放送局の送信空中線の位置は、山、高層建築物等により、放送の受信者側にゴーストあるいはマルチパスを生ずるおそれが極力ない場所であること。

ク (略)

ク 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備は以下を満たすものであること。

(ア) 特定地上基幹放送局の場合

A 放送法第111条第2項第1号及び第121条第2項第1号の規定による設備の損壊又は故障に対する措置については、放送法関係審査基準(平成23年総務省訓令第30号)別添1に掲げる対策が講じられていること。

B 放送法第111条第2項第2号及び第121条第2項第2号の規定による基幹放送の品質に対する措置は、放送法関係審査基準別添2に掲げる送信の標準方式に適合するものであること。

(イ) 特定地上基幹放送局以外の基幹放送局の場合

A 放送法第121条第2項第1号の規定による設備の損壊又は故障に対する措置については、放送法関係審査基準別添1に掲げる対策が講じられていること。

B 放送法第121条第2項第2号の規定による基幹放送の品質に対する措置は、放送法関係審査基準別添2に掲げる送信の標準方式に適合するものであること。

(4) (略)

(5) 法第56条第1項に基づき総務大臣が指定する受信設備の運用に支障を与えないものであること。必要な審査は別添2「無線局の免許申請等に対する電波天文業務の用に供する受信設備の保護のための審査等」によること。

(6)・(7) (略)

(8) 基幹放送局の業務を維持するに足りる経理的基礎は、次のア及びイに適合するものであること。

ア 法第6条第2項第3号に規定する無線設備の工事費については、当該基幹放送局を開設するために必要とする適正な工事費として計上されていること。

また、無線設備の工事費の支弁方法並びに無線局の運用費及びその支弁方法については、事業計画の該当事項及び事業収支見積りの中において適正に計上されていること。

イ 法第6条第2項第4号に規定する事業計画及び事業収支見積りについては、その記載内容が当該地区における諸般の状況等から判断して、客観的に適切な内容のものであり、希望する免許の有効期間において確実にその事業の計画を実施することができるものであること。

特に、事業収支見積りにおいて収入が減少傾向にある場合にあっては事業収支見積りの裏付けとなる費用削減方策が、補完中継局を整備する場合にあっては当該整備に要する費用負担が免許の有効期間における確実な事業の計画の実施に支障を来すものではないことが、具体的、かつ、適切に記載されていること。

(9) 基幹放送局の業務を維持するに足りる技術的能力は、次のアからエまでに適合するものであること。

ア 放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第76条第3項第2号に規定する設備等維持業務（以下「設備等維持業務」という。）を確実に実施することができる体制（設備等維持業務を他人に委託する場合は、委託先を含む。）について、平常時の放送設備の的確な運用及び非常災害発生等の緊急時を含め、放送設備の損壊等が発生した際における的確な対応を実施するための組織全体の連絡系統、各組織の名称、責任者、業務概要及び要員の数が記載されており、適正に要員を配置するとともに緊急時の連絡体制が整備されていること。

イ 設備等維持業務を確実に実施するための規程が整備されていること。

ウ 設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者及び設備等維持業務に従事する者が当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していること。

エ 設備等維持業務を他人に委託する場合、放送法施行規則第123条の7各号に規定する措置が講じられていること。

(10) ～(14) (略)

○令和8年に申請を受け付けるBS放送（超短波放送、標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超高精細度テレビジョン放送及びデータ放送に限る。）に係る基幹放送局に関する免許方針（令和8年総務省訓令第30号）

（趣旨）

第1条 令和8年7月3日から同年8月31日までの間に申請を受け付ける放送衛星業務用の周波数（国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第30号の規定に基づき我が国に割り当てられた11.7GHzから12.2GHzまでの放送衛星業務に使用する周波数をいう。以下同じ。）を使用する衛星基幹放送（第3条において「令和8年に申請を受け付けるBS放送」という。）に係る基幹放送局（衛星基幹放送試験局及び基幹放送を行う実用化試験局を除く。次条第1項及び第3条において同じ。）の免許申請の審査に当たっては、電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の規定によるほか、この訓令に定めるところによるものとする。

（申請を受け付ける無線局）

第2条 申請を受け付ける無線局は、放送衛星業務用の周波数のうち電波の伝搬の方向に向かって電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波（次条（1）カにおいて「右旋円偏波」という。）の電波の周波数を使用して衛星基幹放送（超短波放送、標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超高精細度テレビジョン放送及びデータ放送に限る。）を行う基幹放送局とする。

2 前項の無線局の工事落成の期限は、令和12年7月31日までとする。

（審査事項）

第3条 令和8年に申請を受け付けるBS放送に係る基幹放送局の免許申請の審査は、電波法関係審査基準第3条の規定によるほか、次に掲げる事項について審査することとする。

(1) 人工衛星調達方法等にあつては、次に掲げる事項

ア 新たに調達する人工衛星の設計寿命までの間の人工衛星の使用及び当該申請に係る衛星基幹放送の業務を維持するために必要な経理的基礎の確保に係る計画が適正かつ明確に定められていること。

イ 高い信頼性を有する人工衛星を調達するものであり、その調達方法が適正かつ安価にするための工夫がされているものであること。

ウ 新たに調達する人工衛星は、13年以上の設計寿命を有するものであること。

エ 人工衛星の打上げが失敗又は遅延をした場合における人工衛星確保のための次に掲げる対応の方法

(ア) 人工衛星の打上げが失敗した場合には、放送の継続及び開始に支障のないようできる限り速やかに代替の人工衛星を打ち上げる計画を有していること。

(イ) 人工衛星の打上げの遅延に対する対応策が適正かつ明確に定められていること。

オ 近接する又は同一軌道上の他の人工衛星との関係において、安全な軌道位置を確保するものであること。

カ 新たに調達する人工衛星は、申請者単独又は申請者以外の者との連携により、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する衛星基幹放送の業務に係る無線設備の併設による調達及び打上げを行うとともに、当該人工衛星により、当該免許申請により申請を受け付ける無線局に係る周波数全てを使用する衛星基幹放送の業務を行い、かつ、放送衛星業務用の周波数以外の周波数（右旋円偏波の電波の周波数に限る。）全てを使用して衛星基幹放送の業務に活用するものであること。

(2) 衛星基幹放送事業者への情報開示にあつては、次に掲げる事項について、衛星基幹放送事業者への情報開示方法を具体的に定め、対象となる衛星基幹放送事業者に等しく情報開示を行うものであること。

- ア 人工衛星の仕様の内容
 - イ 人工衛星の障害に関するデータの内容にあつては、次に掲げる事項
 - (ア) 障害の部位・原因特定のためのデータとして開示する内容
 - (イ) 障害対策として実施する措置として開示する内容
 - ウ 放送局設備供給役務の料金の算定根拠、コスト構造及びコスト削減の取組に関する内容
 - エ 中長期の事業計画その他衛星基幹放送事業者が放送するに当たって必要となる情報に関する事項として開示する内容
- (3) 衛星基幹放送事業者の負担額にあつては、次に掲げる事項
- ア 放送局設備供給役務の料金の見込額が明確に定められていること。
 - イ アの料金の見込額が、既存の放送局設備供給役務の料金よりも低廉なものであること。
 - ウ アの料金の見込額が、新たに調達する人工衛星の設計寿命までの間に発生することとなる諸費用等に照らし適正であること。
 - エ アの料金の見込額は、放送局設備供給役務の提供条件に応じた料金区分が設定されていること。
 - オ 新たに調達する人工衛星の設計寿命までの間において基幹放送事業者に負担させることとなる料金を値上げする可能性がある場合にあつては、その想定される事由及び値上げの上限額が明確に定められていること。
 - カ アの料金の見込額が、他の事業分野との間での不当な内部相互補助により定められたものでないこと。
- (4) 衛星基幹放送事業者の意向の聴取にあつては、新たに調達する人工衛星の運用開始以後において、衛星基幹放送事業者の意向を聴取するための方法が適正かつ明確に定められていること。
- (5) 衛星基幹放送の業務を継続するために必要な設備・体制の整備にあつては、既存の衛星基幹放送事業者の事業の継続に必要な地上に配備する衛星基幹放送の業務の用に供する番組送出設備、中継回線設備及び地球局設備（次条（5）エにおいて「地上放送設備」という。）を確保すること。
- （比較審査）

第4条 割り当てることのできる周波数が不足する場合には、基幹放送局の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第21号）第10条第1項の規定に基づき、当該申請につき、比較審査を行う。当該比較審査に当たっては、同規則第3条第1項及び第2項、第5条、第8条並びに第9条への適合の度合いを評価するために、次に掲げる事項への適合の度合いについて審査するものとする。

- (1) 人工衛星の設計寿命までの事業計画に記載された計画を実施するための資金計画等の経理的基礎事業遂行上必要な設備の整備計画等の次に掲げる事項がより確実であること。
 - ア 経理的基礎の確保
 - イ 事業遂行上必要な設備の整備計画
 - ウ 高度な技術者の確保
- (2) 人工衛星の調達及び打上げ等に要する費用をより低廉にするための次に掲げる計画がより充実していること。
 - ア 人工衛星の調達費用を低廉にするための工夫に係る計画
 - イ 人工衛星の打ち上げ費用を低廉にするための工夫に係る計画
 - ウ 人工衛星の設計寿命及び燃料寿命
- (3) 衛星基幹放送の安定的な提供及び普及を図るための次に掲げる計画がより充実していること。
 - ア 衛星基幹放送事業者に事業計画及びコスト構造を開示する方法並びにその改善計画
 - イ 衛星基幹放送事業者と料金水準について協議する方法及びその改善計画

- ウ 衛星基幹放送事業者と役務内容について協議する方法及びその改善計画
 - エ 衛星基幹放送事業者と連携して衛星基幹放送の普及を図るための活動計画
- (4) 放送衛星業務用周波数により、広帯域伝送方式の高精細度テレビジョン放送（一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数を千四百四十としているものをいう。）を実施する場合に予定する放送局設備供給役務の料金の見込額の水準がより安価であること。
- (5) 安全・信頼性を確保するための次に掲げる取組がより充実していること。
- ア 自然災害時等における事業継続に必要な体制の整備・対策
 - イ サイバーセキュリティに係るリスクへの必要な備え、有事の際の適切な対処等を実現するために必要な体制の整備・対策
 - ウ 経済安全保障上のリスクに対する取組
 - エ 地上放送設備の安全性を確保するために必要な物理的な脅威への対策
- 附 則

この訓令は、令和8年7月3日から施行する。

○放送法（昭和25年法律第132号）

（定義）

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一～二十三 （略）

二十四 「基幹放送局提供事業者」とは、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた者であつて、当該基幹放送局の無線設備及びその他の電気通信設備のうち総務省令で定めるものの総体（以下「基幹放送局設備」という。）を基幹放送事業者の基幹放送の業務の用に供するものをいう。

二十五～三十四

（基幹放送普及計画）

第九十一条 総務大臣は、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、基幹放送普及計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

2 基幹放送普及計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針、基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されるようにするための指針その他基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

二 協会の放送、学園の放送又はその他の放送の区分、国内放送、国際放送、中継国際放送、協会国際衛星放送又は内外放送の区分、中波放送、超短波放送、テレビジョン放送その他の放送の種類による区分その他の総務省令で定める基幹放送の区分ごとの同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域（以下「放送対象地域」という。）

三 放送対象地域ごとの放送系（同一の放送番組の放送を同時に行うことのできる基幹放送局の総体をいう。以下この号において同じ。）の数（衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数）の目標

3～5 （略）

（提供義務等）

第一百七条 基幹放送局提供事業者は、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める事項に従つた基幹放送局設備の提供に関する契約（以下「放送局設備供給契約」という。）の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

一 認定基幹放送事業者 当該認定基幹放送事業者に係る認定記録に記録されている事項のうち第九十四条第二項第三号から第六号までに掲げる事項（衛星基幹放送に係る場合にあつては、当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置を含む。次項第三号において「認定記録記録事項」という。）

二 特定地上基幹放送事業者（第二百五条の二第二項の確認を受けた者に限る。次項第四号において同じ。） 当該特定地上基幹放送事業者の特定地上基幹放送局に係る免許記録に記録されている周波数並びに同条第三項第二号及び第三号に掲げる事項（次項第四号において「免許記録記録事項」という。）

2 基幹放送局提供事業者は、次に掲げる放送局設備供給契約の申込みを承諾してはならない。

一 基幹放送事業者以外の者からの放送局設備供給契約の申込み

二 第二百五条の二第二項の確認を受けていない特定地上基幹放送事業者からの放送局設備供給契約の申込み

三 認定基幹放送事業者からの認定記録記録事項に従わない放送局設備供給契約の申込み

四 特定地上基幹放送事業者からの免許記録記録事項に従わない放送局設備供給契約の申込み

（役務の提供条件）

第百十八条 基幹放送局提供事業者は、基幹放送局設備を基幹放送事業者の基幹放送の業務の用に供する役務（以下「放送局設備供給役務」という。）の料金その他の総務省令で定める提供条件を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 基幹放送局提供事業者は、前項の規定により届け出た提供条件以外の提供条件により放送局設備供給役務を提供してはならない。

（会計整理等）

第百十九条 基幹放送局提供事業者であつて基幹放送事業者を兼ねるものは、総務省令で定めるところにより、基幹放送局設備又は特定地上基幹放送局等設備を基幹放送の業務の用に供する業務に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該業務に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

（変更命令）

第百二十条 総務大臣は、基幹放送局提供事業者が第百十八条第一項の規定により届け出た提供条件が次の各号のいずれかに該当するため、当該提供条件による放送局設備供給役務の提供が基幹放送の業務の運営を阻害していると認めるときは、当該基幹放送局提供事業者に対し、当該提供条件を変更すべきことを命ずることができる。

- 一 放送局設備供給役務の料金が特定の基幹放送事業者に対し不当な差別的取扱いをするものであること。
- 二 放送局設備供給契約の締結及び解除、放送局設備供給役務の提供の停止並びに基幹放送局提供事業者及び基幹放送事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないこと。
- 三 基幹放送事業者に不当な義務を課するものであること。
- 四 基幹放送局提供事業者であつて基幹放送事業者を兼ねるものが提供する放送局設備供給役務に関する料金その他の提供条件が基幹放送局設備又は特定地上基幹放送局等設備を自己の基幹放送の業務の用に供することとした場合の条件に比して不利なものであること。

（設備等の維持）

第百二十一条 基幹放送局提供事業者は、基幹放送局設備及びその運用のための業務管理体制（当該基幹放送局提供事業者が基幹放送局設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託している場合にあつては、委託先における業務管理体制を含む。以下「基幹放送局設備等」という。）を総務省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。

- 一 基幹放送局設備の損壊若しくは故障又は不適切な運用により、基幹放送局の運用に著しい支障を及ぼさないようにすること。
- 二 基幹放送局設備等を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすること。

（重大事故の報告）

第百二十二条 基幹放送局提供事業者は、基幹放送局設備等に起因する放送の停止その他の重大な事故であつて総務省令で定めるものが生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

（設備等の改善命令）

第百二十三条 総務大臣は、基幹放送局設備等が第百二十一条第一項の総務省令で定める基準に適合していないと認めるときは、基幹放送局提供事業者に対し、当該基準に適合するように当該基幹放送局設備等を改善すべきことを命ずることができる。

（設備等に関する報告及び検査）

第百二十四条 総務大臣は、前三条の規定の施行に必要な限度において、基幹放送局提供事業者に対し、基幹放送局設備等の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、

基幹放送局設備を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送局設備を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(資料の提出)

第百七十五条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令の定めるところにより、放送事業者、基幹放送局提供事業者、媒介等業務受託者、有料放送管理事業者又は認定放送持株会社に対しその業務に関し資料の提出を求めることができる。

(電波監理審議会への諮問)

第百七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 (略)

- 二 第十八条第二項(定款変更の認可)、第二十条第九項(第六十五条第五項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、第二十条第十項(実施基準の認可)、同条第十九項(任意的業務の認可)、第二十二条(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可)、第二十二条の二(関連事業持株会社への出資の認可)、第二十二条の三第一項若しくは第三項(関連事業出資計画の認定)、第六十四条第二項及び第三項(受信料の免除の基準及び受信契約の条項の認可)、第六十五条第一項(国際放送等の実施の要請)、第六十六条第一項(放送に関する研究の実施命令)、第七十一条第一項(収支予算等の認可)、第七十三条の二第二項ただし書(還元目的積立金の取崩しに係る認可)、第八十五条第一項(放送設備の譲渡等の認可)、第八十六条第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第八十九条第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第九十三条第一項(基幹放送の業務の認定)、第九十六条第一項(地上基幹放送の業務の場合に限る。)(認定の更新)、第九十七条第一項本文(基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可)、第一百六条の四第一項(経営基盤強化計画の認定)、第一百二十条(放送局設備供給業務の提供条件の変更命令)、第一百四十一条(受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第一百五十六条第一項、第二項若しくは第四項(有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第一百五十九条第一項(認定放送持株会社に関する認定)又は第一百六十七条第一項(センターの指定)の規定による処分

三～五 (略)

- 2 前項各号(第四号を除く。)の事項のうち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては、総務大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置をすることができる。

○放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）

（役務の提供条件）

第九十二条 法第百十八条第一項の総務省令で定める提供条件は、次のとおりとする。

- 一 放送局設備供給役務の料金及びその支払方法
 - 二 基幹放送局設備の管理方法
 - 三 その他基幹放送の業務の運営に重大な関係を有する事項
- 2 法第百十八条第一項の届出をしようとする者は、別表第二十二号の様式の届出書に次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。
- 一 提供条件（変更の届出の場合は、提供条件の新旧対照）
 - 二 実施しようとする期日

（兼業事業者の会計整理等）

第九十三条 法第百十九条の規定により、基幹放送局提供事業者であつて基幹放送事業者を兼ねるもの（以下「兼業事業者」という。）が行う会計の整理及びこれに基づき公表しなければならない事項は、次条から第百一条までに定めるところによる。

（遵守義務）

第九十四条 兼業事業者は、次の各号に掲げる場合を除き、基幹放送局設備又は特定地上基幹放送局等設備（法第百十二条に規定する特定地上基幹放送局等設備をいう。以下同じ。）を基幹放送の業務の用に供する業務（以下「放送局設備等供給業務」という。）に関する会計を整理しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

- 一 兼業事業者が基幹放送局設備を用いて供する衛星基幹放送、移動受信用地上基幹放送又は地上基幹放送の別が、その兼業事業者が行う基幹放送の別と異なる場合
 - 二 兼業事業者の基幹放送局（自己の基幹放送の業務に用いる放送局を除く。）の放送区域と当該兼業事業者の基幹放送の業務に係る放送対象地域の重複がない場合（前号に掲げる場合を除く。）
- 2 第二十五条の規定は、兼業事業者の会計について準用する。

（会計の基準の整備等）

第九十五条 兼業事業者は、この省令の規定に基づく費用及び収益の計算を正確に行うための規程その他経理に関する制度を整え、放送局設備等供給業務に関する会計を整理しなければならない。

（会計単位の区分）

第九十六条 兼業事業者は、放送局設備等供給業務に関連する費用及び収益を、放送局設備等供給業務管理部門（当該兼業事業者の基幹放送局設備又は特定地上基幹放送局等設備（特定地上基幹放送局等設備にあつては、当該兼業事業者の基幹放送局設備に相当する部分に限る。以下同じ。）及びその管理運営（開発、計画、設置、運用、保守、撤去及びその他の活動並びにこれらに付随する活動をいう。以下同じ。）に必要な費用並びに当該基幹放送局設備又は特定地上基幹放送局等設備の提供に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。以下同じ。）と放送局設備等供給業務利用部門（基幹放送の業務に属する活動（当該兼業事業者の基幹放送局設備又は特定地上基幹放送局等設備及びその管理運営を除く。）に必要な費用及び当該活動に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。以下同じ。）とに適正に区分して整理しなければならない。

- 2 前項の場合において、基幹放送局設備又は特定地上基幹放送局等設備の利用に関する放送局設備等供給業務管理部門と放送局設備等供給業務利用部門との取引は、法第百十八条第一項の規定により届け出られた放送局設備供給役務の提供条件に記載された当該取引に適用することが相当と認められる料金の振替によつて整理しなければならない。

（損益計算書及び配賦整理書）

第九十七条 兼業事業者は、別表第二十三号の様式による損益計算書並びに当該損益計算書を作成する際に準拠した費用及び収益の配賦の基準並びに整理の手順を記載した書類（以下「配賦整理書」という。）を作成しなければならない。

2 前項の損益計算書に掲記される科目その他の事項の金額は、千円単位をもつて表示することができる。

（費用及び収益の整理）

第九十八条 別表第二十三号の様式による損益計算書の二以上の科目に関連する費用及び収益は、適正な基準によりそれぞれの科目に整理しなければならない。

（公表等）

第九十九条 兼業事業者は、第九十七条第一項の損益計算書及び配賦整理書を、毎事業年度経過後三箇月以内に当該兼業事業者の事務所に備え置き、その日から起算して五年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 兼業事業者は、第九十七条第一項の損益計算書及び配賦整理書を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（計算結果証明）

第一百条 兼業事業者は、第九十七条第一項の損益計算書が、この省令の規定に基づいて適正に作成されていることについての職業的に資格のある会計監査人による証明を得なければならない。

（会計記録の保存）

第一百一条 兼業事業者は、第九十七条第一項の損益計算書の作成に用いた帳簿その他の会計記録を毎事業年度経過後五年間保存しなければならない。

（適用の範囲）

第一百二条 法第一百一十一条第一項の技術基準（同条第二項第一号に係るものに限る。）及び法第二百一十一条第一項の技術基準（同条第二項第一号に係るものに限る。）は、この款の定めるところによる。

（予備機器等）

第一百四条 番組送出設備、中継回線設備（送信空中線系及び受信空中線系を除く。）、地球局設備（送信空中線系を除く。）及び放送局の送信設備（送信空中線系を除く。）の機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その損壊又は故障（以下「損壊等」という。）の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。ただし、他に放送を継続する手段がある場合は、この限りでない。

（故障検出）

第一百五条 番組送出設備、中継回線設備、地球局設備及び放送局の送信設備（以下この款において「放送設備」という。）は、電源供給停止、動作停止、動作不良（誤設定によるものを含む。）その他放送の業務に直接係る機能に重大な支障を及ぼす損壊等の発生時には、これを直ちに検出し、当該放送設備を運用する者に通知する機能を備えなければならない。

2 （略）

（試験機器及び応急復旧機材の配備）

第一百六条 放送設備の工事、維持又は運用を行う場所には、当該放送設備の点検及び調整に必要な試験機器の配備又はこれに準ずる措置が講じられたものでなければならない。

2 放送設備の工事、維持又は運用を行う場所には、当該放送設備の損壊等が発生した場合における応急復旧工事、電力の供給その他の応急復旧措置を行うために必要な機材の配備又はこれに準ずる措置が講じられたものでなければならない。

(耐震対策)

第一百七条 放送設備の据付けに当たっては、通常想定される規模の地震による転倒又は移動を防止するため、床への緊結その他の耐震措置が講じられなければならない。

- 2 放送設備は、通常想定される規模の地震による構成部品の接触不良及び脱落を防止するため、構成部品の固定その他の耐震措置が講じられたものでなければならない。
- 3 その損壊等により放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれのある放送設備に関しては、前二項の耐震措置は、大規模な地震を考慮したものでなければならない。

(機能確認)

第一百八条 放送設備の機器の機能を代替することができる第一百四条に規定する予備の機器は、定期的に機能確認等の措置が講じられていなければならない。

- 2 放送設備の電源設備は、定期的に電力供給状況の確認等の措置が講じられていなければならない。

(停電対策)

第一百九条 放送設備は、通常受けている電力の供給に異常が生じた場合において放送の業務に著しい支障を及ぼさないよう自家発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置が講じられなければならない。

- 2 前項の規定に基づく自家発電機の設置又は移動式の電源設備の配備を行う場合には、それらに使用される燃料について、必要な量の備蓄又は補給手段の確保に努めなければならない。

(送信空中線に起因する誘導対策)

第一百十条 送信空中線に近接した場所に設置する放送設備、工作物、工具その他送信空中線に近接した場所に設置するものは、送信空中線からの電磁誘導作用による影響を防止する措置が講じられていなければならない。

(防火対策)

第一百一十一条 放送設備を収容し、又は設置する機器室は、自動火災報知設備及び消火設備の適切な設置その他これに準ずる措置が講じられたものでなければならない。

(屋外設備)

第一百十二条 屋外に設置する空中線（給電線を含む。）及びその附属設備並びにこれらを支持し又は設置するための工作物（次条の建築物を除く。次項において「屋外設備」という。）は、通常想定される気象の変化、振動、衝撃、圧力その他設置場所における外部環境の影響を容易に受けけないものでなければならない。

- 2 屋外設備は、公衆が容易にそれに触れることができないように設置されなければならない。

(放送設備を収容する建築物)

第一百十三条 放送設備を収容し、又は設置する建築物は、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 当該放送設備を安全に設置することができる堅固で耐久性に富むものであること。
- 二 当該放送設備が安定に動作する環境を維持することができること。
- 三 当該放送設備を収容し、又は設置する機器室に、公衆が容易に立ち入り、又は公衆が容易に放送設備に触れることができないよう施錠その他必要な措置が講じられていること。

(耐雷対策)

第一百十四条 放送設備は、落雷による被害を防止するための耐雷トランスの設置その他の措置が講じられていなければならない。

(宇宙線対策)

第百十五条 人工衛星に設置する放送設備は、宇宙線による影響を容易に受けないための放射線対策が講じられた構成部品の使用その他の措置が講じられていなければならない。

(サイバーセキュリティの確保)

第百十五条の二 放送設備及び当該放送設備を維持又は運用するために必要な設備は、当該放送設備によつて行われる放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。）の確保のために必要な措置が講じられていなければならない。

第百二十二条 第百五条第二項、第百十二条及び第百十五条の規定は、衛星基幹放送の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。

- 2 第百五条第二項及び第百十五条の規定は、衛星基幹放送の業務に用いられる中継回線設備について適用しない。
- 3 第百五条第二項、第百六条第二項及び第百十五条の規定は、衛星基幹放送の業務に用いられる地球局設備について適用しない。
- 4 第百五条第二項、第百六条、第百七条及び第百九条から第百十四条までの規定は、衛星基幹放送の業務に用いられる放送局の送信設備について適用しない。

(適用の範囲)

第百二十三条の三 法第百十一条第一項の基準のうち設備等維持業務のための業務管理体制に関する基準（同条第二項第一号に係るものに限る。）及び法第百二十一条第一項の基準のうち設備等維持業務のための業務管理体制に関する基準（同条第二項第一号に係るものに限る。）はこの款の定めるところによる。

(実施体制)

第百二十三条の四 基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、設備等維持業務を確実に実施することができる体制を整備しなければならない。

(規程)

第百二十三条の五 基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、設備等維持業務を確実に実施するため、規程を定め、当該規程で定めるところにより、設備等維持業務を実施しなければならない。

(実務経験等の能力)

第百二十三条の六 設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者及び設備等維持業務に従事する者は、当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していなければならない。

(委託業務の的確な実施を確保するための措置)

第百二十三条の七 基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、設備等維持業務を他人に委託する場合には、当該設備等維持業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 設備等維持業務を確実に実施することができる能力を有する者に委託するための措置
- 二 委託先における設備等維持業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することに

より、委託先が当該設備等維持業務を確実に実施しているかを検証し、必要に応じ改善させることその他の委託先に対する必要かつ適切な監督を行うための措置

- 三 委託先が設備等維持業務を適切に行うことができない事態が生じた場合又は当該設備等維持業務の確実な運営を確保するため必要がある場合には、当該設備等維持業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

○基幹放送普及計画（昭和63年郵政省告示第660号）

第1 基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

我が国の基幹放送は、全国的普及を義務付けられている日本放送協会（以下「協会」という。）、大学教育のための放送を行う放送大学学園法（平成14年法律第156号）第3条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）及び原則として地域社会を基盤として基幹放送を行う協会及び学園以外の基幹放送事業者（以下「民間基幹放送事業者」という。）により行うこととされている。このような体制の下で、基幹放送が国民に最大限に普及されてその効用をもたらすとともに健全な民主主義の発達に資するためには、基幹放送に関する技術の発達、需要の動向、地域の諸事情等を踏まえるとともに、各種放送メディアの特性並びに協会、学園及び民間基幹放送事業者の特質が十分発揮されるようにし、また、基幹放送による情報の多元的な提供及び地域性の確保並びに地域間における基幹放送の普及の均衡に適切に配慮しつつ、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図ることが必要である。

このため、次のとおり、指針及び基本的事項を定める。

1 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針

(1) 国内放送の普及

ア (略)

イ 衛星基幹放送

衛星基幹放送については、高精細度テレビジョン放送又は標準テレビジョン放送にあっては右旋円偏波（電波の伝搬の方向に向かって電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。以下同じ。）の電波の周波数、超高精細度テレビジョン放送にあっては右旋円偏波及び左旋円偏波（円偏波のうち、右旋円偏波以外のものをいう。以下同じ。）の電波の周波数を使用して放送を行うことを基本として、放送に関する需要の動向を勘案するとともに、地上基幹放送及び有線一般放送との連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとする。

(ア) 協会の衛星基幹放送

A 協会の放送については、次の(A)及び(B)に掲げる衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用するものに限る。）を行うこと。

(A) 高精細度テレビジョン放送（一部の時間帯において、高精細度テレビジョン放送と同時に標準テレビジョン放送を行う場合における当該標準テレビジョン放送又は複数の標準テレビジョン放送を同時に行う場合における当該標準テレビジョン放送を含む。）

(B) 超高精細度テレビジョン放送

B Aの放送については、首都直下型地震等により地上基幹放送の全国に向けた放送の実施に重大な障害が生じた場合においても全国に向けた情報の提供が確保されるよう、衛星基幹放送による放送の特性を生かすものとする。

C A(A)の放送については、その周波数（右旋円偏波の電波に係るものに限る。）の1の範囲内において、衛星基幹放送の広域性、経済性、大容量性及び高品質性を生かした情報の提供を行うとともに、外部の事業者の企画・制作能力を放送番組に活用し、過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及を促進することを目的とする1系統の総合放送を行うこと。

D A(A)の放送については、多様化・高度化する公衆の需要を踏まえデジタル技術の新しい利用方法の開発又は普及に取り組むものとする。

E A(A)の放送については、各年度の総放送時間（ニュース番組及びスポーツ中継番組を除く。以下同じ。）のうち、協会が外部制作事業者（国内及び国外において放送番組の制作の事業を行う者（協会の子会社及び関連会社を除く。）をいう。以下同じ。）に制作を委託した放送番組（協会の子会社又は関連会社を介して制作を委託したものを含み、協会のみ著作権が帰属するものを除く。）、協会と外部制作事業者が共同で制作した放送番組及び予約購入方式による放送番組の放送時間が占める割合が百分の十五以上となるよう努めること。

F A(B)の放送については、超高精細度テレビジョン放送の普及の促進に資するため、次の(A)及び(B)に掲げる各1系統の放送をそれぞれの放送の特性を生かし

て行うこと。

(A) その周波数(右旋円偏波の電波に係るものに限る。)の1/3の範囲内において、外部の事業者の企画・制作能力を放送番組に活用して行う総合放送

(B) その周波数(左旋円偏波の電波に係るものに限る。)の1の範囲内において行う総合放送

G F(A)の放送については、各年度の総放送時間のうち、協会が外部制作事業者に制作を委託した放送番組(協会の子会社又は関連会社を介して制作を委託したものを含み、協会のみ著作権が帰属するものを除く。)、協会と外部制作事業者が共同で制作した放送番組及び予約購入方式による放送番組の放送時間が占める割合が百分の二十五以上となるよう努めること。

H A(B)の放送については、次の(A)及び(B)に掲げる事項に取り組むものとする。

(A) Dに定める事項

(B) 左旋円偏波の電波の周波数を使用する放送に係る受信環境の整備に配慮すること。

I F(B)の放送については、一部の時間帯において、複数の超高精細度テレビジョン放送を同時に行うこともできるものとする。

J 左旋円偏波の電波の周波数を使用する放送に係る受信環境が一定程度整備され、当該周波数を使用する超高精細度テレビジョン放送が普及した段階で、協会の衛星基幹放送に係る放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標について見直すものとする。

(イ) 学園の衛星基幹放送

学園の衛星基幹放送については、1系統の高精細度テレビジョン放送(高精細度テレビジョン放送と同時に標準テレビジョン放送を行う場合における当該標準テレビジョン放送を含む。)及び1系統の超短波放送による大学教育放送を行うこと。

(ロ) 民間基幹放送事業者の衛星基幹放送

民間基幹放送事業者の衛星基幹放送については、技術動向を踏まえ、高精細度テレビジョン放送及び超高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、それぞれの特性を生かした放送を行うこと。また、衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送以外の放送については、当該放送全体として、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮すること。

第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数(衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数)の目標

1 総則

(1) (略)

(2) 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標は、(3)に定めるものを除き、2に定めるとおりとする。

(3) 次のいずれかに該当する基幹放送については、当該基幹放送の必要性、周波数事情その他の事情を勘案し、個別に必要な基幹放送が実施できるよう措置するものとする。
ア～エ (略)

オ 衛星基幹放送(次のいずれかに該当する基幹放送を除く。)

(ア) 協会又は学園の衛星基幹放送

(イ) 高精細度テレビジョン放送

(ロ) 超高精細度テレビジョン放送

カ (略)

2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標

(1)・(2) (略)

(3) 衛星基幹放送

ア 協会の衛星基幹放送

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系により放送を することのできる放 送番組の数の目標
超高精細度テレビジョン放送	総合放送	全国	2(注1)(注2)
超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送	総合放送	全国	1

(注1) 右旋円偏波の電波の周波数及び左旋円偏波の電波の周波数を使用して、それぞれ1番組の放送を行うものとする。

(注2) 右旋円偏波の電波の周波数を使用する放送にあつては1の周波数を3分割して利用する場合の放送番組の数とし、左旋円偏波の電波の周波数を使用する放送にあつては1の周波数を分割せずに利用する場合の放送番組の数とする。

イ 学園の衛星基幹放送

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系により放送を することのできる放 送番組の数の目標
超短波放送	大学教育放送	全国	1
超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送		全国	1

ウ 民間基幹放送事業者の衛星基幹放送

基幹放送の区分	放送対象地域	放送系により放送を することのできる放 送番組の数の 目標
超高精細度テレビジョン放送	全国	24程度(注1)
超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送	全国	39程度～79程度(注2)

(注1) 1の周波数を、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する衛星基幹放送の場合にあつては2分割、放送衛星業務用の周波数を使用する衛星基幹放送の場合にあつては3分割して利用する場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の分割方法による利用を妨げるものではない。

(注2) 1の周波数を2分割、3分割又は4分割して利用する場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の分割方法による利用を妨げるものではない。

(4)・(5) (略)